

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 27 日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

岩手県公安委員会規則第 16 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会計課) 第 6 条 会計課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) [略] (6) 遺失物法 (<u>明治32年法律第87号</u>) の施行に関する事。 備考 改正部分は、下線の部分である。	(会計課) 第 6 条 会計課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) [略] (6) 遺失物法 (<u>平成18年法律第73号</u>) の施行に関する事。

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。